

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、見守りが必要な高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、定期的に地域のボランティアが訪問し、見守りや孤独感の解消を図るとともに、地域住民の福祉活動に対する意識を高め、たすけあいの輪が広がることを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業主体は、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食事配達 事業を利用する者（以下、「利用者」という。）の自宅へ、第1～4木曜日、鬼石地区については第2、4木曜日に昼食の配達を行う（ただし、年末年始及びお盆時期、祝祭日は除く。また、変則にて実施する場合がある。）。また、食事の提供を通じて見守り及びふれあいを目的とすることから、食事の受渡しは原則として利用者への手渡しにより行うものとする。
- (2) 友愛訪問 希望する利用者1人に対し、年2回を上限として実施する。

(実施地域)

第4条 事業の実施地域は藤岡市内とする。

(配食の方法)

第5条 原則藤岡市社会福祉協議会に登録したボランティアで調理し、配食を行う。ただし、社会情勢等により調理が困難な場合は、購入品の配布若しくは休止とする場合がある。

(利用対象者)

第6条 事業を利用できる者（以下、「利用対象者」という）は、藤岡市内に居住する生活に不安を抱える70歳以上の者、かつ、家族や家族以外の者から週2回以上の定期的な支援を受けていない、次のいずれかの状態にある者とする。ただし、藤岡市社会福祉協議会長（以下、「社協会長」という。）が、適当であると認めた者はこの限りではない。

- (1) 体力の低下、歩行の不安定さ等により食事の準備、買い物、外出等の日常動作に支障がある
- (2) 慢性的な疾病等により、体調の大きな変動がある

(3) 孤立状態にあり、見守りを必要とする

(利用の申請)

第7条 事業を申請する者(以下、「申請者」という。)は、藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用申請書(様式第1号)を記入し、当該利用対象者が居住する地域の担当民生委員児童委員が作成する藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業調査票(様式第2号)を添付の上、社協会長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第8条 社協会長は、前条の規定による申請があったときは、利用の適否を決定し、藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者及び当該利用対象者が居住する地域の担当民生委員児童委員に通知するものとする。利用の適否については、当該申請内容を審査の上、利用対象者宅の訪問調査結果を基に、管理職、担当職員及び地区担当職員等により協議し決定する。

(費用の負担)

第9条 事業を利用するときの利用料は無料とし、食事サービスに掛かる費用は、赤い羽根共同募金の配分金を財源とする。

(利用の中止)

第10条 社協会長は、次のいずれかの場合に限り、藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用中止通知書(様式第4号)にて利用者に通知することで事業の利用を中止することができる。

- (1) 利用者が第6条に規定する利用対象者としての要件を欠くに至ったとき
- (2) 利用者、家族又は支援者等から事業の利用を中止する申し出があったとき
- (3) その他、事業の利用が不相当と認めたとき

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(老人給食サービス事業運営規程の廃止)

- 2 老人等給食サービス事業運営規程(平成23年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用申請書

年 月 日

藤岡市社会福祉協議会

会 長 様

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 続 柄 _____
 電話番号 _____

藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

利用対象者	氏 名		性 別	男・女	電 話 番 号	
	住 所	藤岡市	生年月日		年 月 日(歳)	
緊急連絡先	氏 名		電 話 番 号			
	住 所		続 柄			
	氏 名		電 話 番 号			
	住 所		続 柄			
	氏 名		電 話 番 号			
	住 所		続 柄			
生 活 状 況 該当する番号 に○を付ける。	(1) 体力の低下、歩行の不安定さ等により、食事の準備、買い物、外出等の日常動作に支障がある (2) 慢性的な疾病等により、体調の変動が大きい (3) 孤立の状態にあり、見守りを要する					
民 生 委 員	氏 名		担 当 地 区			
	住 所					
	電 話 番 号					
承 諾 書 上記の内容に誤りがないことを確認しました。また、藤岡市社会福祉協議会が行うふれあい型食事サービス事業を利用するにあたっては、利用の方針に従うと共に、提出したふれあい型食事サービス事業利用申請書に記載されている個人情報を用いることに承諾いたします。 年 月 日 住 所 藤岡市 氏 名 (利用対象者自署) ⑩						

様式第 2 号(第 7 条関係)

藤岡市社会福祉協議会 ふれあい型食事サービス事業調査票				
担当 民生 委員 調査 意見	実 施 日	年 月 日(民生委員氏名 印)		
	基本事項	利用対象者	フリガナ 氏名	男 ・ 女
		介護認定申請	1 なし 2 申請中 3 あり(要支援・要介護)	
		障害者手帳等	1 なし 2 あり(身障 ・ 精神 ・ 知的)	
	身体状況	四肢機能	1 問題なし 2 問題あり()	
		視 力	1 問題なし 2 問題あり()	
		聴 力	1 問題なし 2 問題あり()	
	食生活能力	1 支障なし 2 支障あり()		
	暮らしの形態	1 ひとり暮らし 2 高齢者世帯 3 身体障害者世帯 4 精神障害者 5 知的障害者 6 その他()		
	特記事項・コメント			
社協 調査 者 意見	総合意見			
	調査年月日：	年 月 日	調査職員氏名： 印	

第 号
年 月 日

様

藤岡市社会福祉協議会
会長 印

藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービスの利用については、藤岡市社会福祉協議会 ふれあい型食事サービス事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり決定(却下)したので通知します。

<input type="checkbox"/> 事業の利用を決定します。				
利用者	住所	藤岡市		
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日(歳)		
	電話番号			
開始年月日	年 月 日()より			
<input type="checkbox"/> 事業の利用を却下します。				
却下理由				

第 号
年 月 日

様

藤岡市社会福祉協議会
会長 印

藤岡市社会福祉協議会ふれあい型食事サービス事業利用中止通知書

年 月 日付けで利用決定の通知をした藤岡市社会福祉協議会 ふれあい型食事サービス事業については、藤岡市社会福祉協議会 ふれあい型食事サービス事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり中止したので通知します。

対象者	氏名	
	住所	藤岡市
中止年月日	年 月 日	
中止理由	(1) 利用者が要綱第 6 条に規定する利用対象者としての要件を欠くため	
	(2) 利用者、家族又は支援者等から事業の利用を中止する申し出があったため	
	(3) その他、事業の利用が不相当と認めたため	
備考		